

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：神石高原町

令和8年5月8日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.5%
全職員	69.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	90.4%
本庁課長補佐相当職	91.6%
本庁係長相当職	93.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.2%
31～35年	88.9%
26～30年	92.1%
21～25年	88.9%
16～20年	—%
11～15年	83.3%
6～10年	72.0%
1～5年	102.7%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

全職員の男女の給与の差異 69.2%は任期の定めのない常勤職員と任期の定めのない常勤職員以外の職員との給与格差及び任期の定めのない常勤職員以外の職員数の男女差が大きいことによる。(任期の定めのない常勤職員以外の職員の各月給与支払日平均職員数 男20人、女87人)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別：本庁部局長・次長相当職

当該役職が制度上無いため記載なし

(2) 勤続年数別

16～20年の男女の給与の差異は勤続年数帯に男性職員が在籍していないため割合算出無し

11～15年の男女の給与の差異 83.3%は休職者の影響のため

6～10年の男女の給与の差異 72.0%は休職者の影響のため

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	6.7%

【説明欄】

管理的地位にある職員

本庁課長相当職以上である職員とし、管理職手当を支給されている職員であっても、課長補佐級の職員は含まない。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	6.7%
本庁課長補佐相当職	33.3%
本庁係長相当職	50.0%

【説明欄】

本庁部局長・次長相当職

当該役職が制度上無いため記載なし

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	50%	%	%	%
1月超3月以下	50%	%	%	%
3月超6月以下	%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	%	33%	%	100%
12月超24月以下	%	33%	%	%
24月超	%	33%	—	—

【説明欄】

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.5時間/月
内部部局等以外	0.9時間/月

【説明欄】